民主党から、平成二十五年二月十四日に、基準日（平成二十五年一月一日）前において同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ「五五〇」から「五四八」に異動した旨届出があった。

民主党から、訂正の届出があったので、平成二十五年総務省告示第三十二号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の民主党の部届出年月日平成二十四年十一月十四日の支部の数中「五五〇」を「五四九」に、「五四八」を「五四七」に改め、民主党の部届出年月日平成二十四年十二月十一日の支部の数中「五八〇」を「五七八」に、「五五〇」を「五四八」に改める。

○中央選挙管理会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十九日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

選挙長	住所	氏名
東京都足立区六月二―五―一七	パープルタウン竹の塚三〇七号	神﨑　浩昭

○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙長を次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十九日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

選挙長	住所	氏名
東京都足立区六月二―五―一七	パープルタウン竹の塚三〇七号	神﨑　浩昭

○中央選挙管理会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区、東北選挙区及び北関東選挙区における選挙長を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十九日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

選挙区名	職名	住所	氏名
北海道	選挙長	大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七号	中野　寛成
東北	選挙長	大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七号	中野　寛成
北関東	選挙長	大阪府豊中市曽根東町一―一〇―三―三〇七号	中野　寛成

○法務省告示第二百三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年六月十五日から効力を生ずる。

平成二十五年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

仙台市青葉区長
仙台市宮城野区長
仙台市若林区長
仙台市太白区長
仙台市泉区長

○法務省告示第二百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

別表第一メロス日本語アカデミーの項を削り、同表学校法人育英館関西語言学院・進学1年半コース、同・進学2年コースの項中「学校法人育英館関西語言学院・進学1年半コース、同・進学2年コース」を「学校法人育英館関西語言学院・進学1年3ヶ月コース、同・進学1年半コース、同・進学1年9ヶ月コース、同・進学2年コース」に改め、同表奈良日本語学院の項を削る。

別表第四東京工科大学附属日本語学校・大学準備教育2年コースの項の次に次のように加える。

メロス日本語アカデミー	東京都

別表第四奈良中央日本語学校の項の次に次のように加える。

奈良日本語学院	奈良県

○農林水産省告示第千七百六十六号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項
地位を承継する卸売業者の名称　株式会社ＴＯＫＡ
地位を承継される卸売業者の名称　東果広島青果株式会社
卸売の業務を行う市場　広島市中央卸売市場東部市場
取扱品目の部類　青果部
事業の譲渡し及び譲受けの年月日　平成二十五年五月一日
変更前の卸売の業務を行う者に係る事項
卸売の業務を行う者の名称　東果広島青果株式会社
卸売の業務を行う市場　広島市中央卸売市場東部市場
取扱品目の部類　青果部
許可の年月日　昭和四十九年三月十八日

○国土交通省告示第五百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十三年五月十六日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　山形県山形市大字松原字大明神山の全部並びに大字松原字雨ケ沢、字石原坂、字坂ノ上、字長者屋敷、字堤頭、字八ケ森、字原、字弥陸原、字峯岸及び字山ノ神の各一部並びに大字黒沢字沢、字雨ケ沢の各一部並びに金瓶字狼石山の全部、字高谷山の全部並びに上山市金瓶字高谷山、字山ノ上及び字狼石山の各一部並びに北町字外原の一部並びに大字松原字大明神山の全部、字坂ノ上の全部並びに大字松原字原の一部
四　土地区画整理事業の名称　山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
五　事務所の所在地　山形県山形市大字松原千五百四番地二
六　事業計画の認可の年月日　平成十三年五月十六日
七　事業計画の変更（第六回）の認可の年月日　平成二十五年五月二十九日